

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
南北海道林業総合事業協同組合	檜山郡江差町字南が丘7番地289

2 指名停止期間

林産物の売払（素材生産、素材流通）
全省庁統一資格（物品の製造、買受け、役務の提供）
平成27年6月23日～平成27年7月22日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、北海道森林管理局檜山森林管理署発注の製品生産請負事業（26年度檜山署木古内地区その2保全整備（保育間伐）第5号）において、平成27年5月12日の伐採作業に際し、間伐除外区域の十分な現地確認を怠ったことから、誤って立木54本の伐採を行ったため。

このことは「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について」別表第2 16号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「造林事業及び素材生産事業請負契約に係る指名停止等の措置について」（抜粋）

平成24年9月25日 24林政国管第80号 林野庁長官通知

「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」及び「工事請負契約指名停止等措置要領の運用について」を準用して行うこととする。

「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（抜粋）

昭和59年6月11日 59林野経第156号 林野庁長官通知
最終改正 平成19年11月8日 19林国管第71号

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第3及び第4関係）

措 置 要 件	指 名 停 止 の 期 間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

【問い合わせ先】

北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）